

建築基準法施行条例

(昭和36年11月10日千葉県条例第39号)
最終改正(令和6年12月24日千葉県条例第46号)

<目次>

第1章 総則(第1条-第3条)	P.2
第2章 がけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関係 (第3条の2-第5条)	P.4
第3章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備	
第1節 通則(第6条-第11条)	P.19
第2節 学校(第12条・第13条)	P.23
第3節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場 (第13条の2-第22条の3)	P.25
第4節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット (第23条-第29条)	P.44
第5節 公衆浴場(第30条-第33条)	P.50
第6節 旅館、ホテル、下宿及び診療所(第34条-第37条)	P.51
第7節 共同住宅及び寄宿舍(第38条-第40条)	P.53
第7節の2 児童福祉施設等(第40条の2・第41条)	P.58
第8節 長屋(第42条-第43条の2)	P.60
第9節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場 (第44条-第46条)	P.65
第3章の2 日影の制限に係る区域等の指定(第46条の2)	P.68
第4章 建築設備(第47条-第50条)	P.69
第4章の2 特定区域の特例(第50条の2-第50条の4)	P.71
第5章 雑則(第51条-第52条の5)	P.78
第6章 罰則(第53条・第54条)	P.85
附則	P.86
別表(第46条の2)	P.88